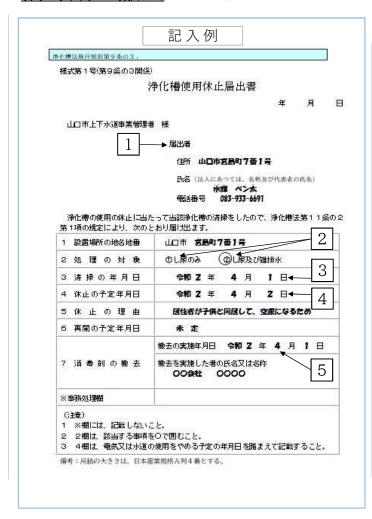
『汚泥の引抜き』・『消毒剤の撤去』を実施して

休止届の提出をお願いします。

長期間、家を留守にするなど、浄化槽を休止したい場合に「浄化槽使用休止届出書」を 提出することで、保守点検・清掃・法定検査が免除されます。

休止する場合は、清掃業者による汚泥の全量抜き取りゃ、保守点検業者等による

消毒剤の撤去などが必要です。



◆休止届の記入方法◆

- 1 届出者
 - 浄化槽管理者(設置者等)の住所・氏名・ 電話番号を記入して下さい。
 - ○浄化槽管理者が変更している場合は、 「浄化槽管理者変更報告書」を提出し、変更後 の管理者名において休止届を提出して下さい。
- 2 | (処理の対象)

休止する浄化槽が、単独処理浄化槽は①に、 合併処理浄化槽は②に、○印を付けて下さい。

3 (清掃の年月日)

休止するために汚泥の抜き取りを行った日に なります。

- ○清掃後は、再開処理をするまでトイレ等が 使用出来なくなりますので注意して下さい。
- 4 (休止の予定日)

休止の予定年月日は、電気や水道の停止日を 踏まえて記入して下さい。

5 (消毒剤の撤去)

浄化槽に設置してある消毒剤の撤去日を 記入して下さい。

○浄化槽の水が減った場合、消毒剤が気化して 宅内に逆流することがあり危険です。

- ※「浄化槽使用休止届出書」と一緒に、浄化槽清掃業者が発行する、「汚泥引抜き」等の明細が 記載してある「清掃の記録を示す書類」のコピーを添付して下さい。
- ※ 浄化槽の使用を再開する場合は、保守点検業者に依頼するとともに、「浄化槽使用再開届出書」を 再開した30日以内に提出して下さい。

提出・問い合わせ先

〒753-0043 山口市宮島町7番1号

山口市上下水道局 業務課 水洗化担当

TEL 083-933-6691

FAX 083-932-0584